

意見募集要項

1 意見募集対象

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針改正案
(添付資料1)

2 意見募集期間

令和8年6月9日(火)～令和8年7月8日(水)まで
※郵送の場合は同日消印有効

3 意見提出方法

下記の【意見提出様式】により、氏名(企業・団体の場合は、その名称)、連絡先(住所及び電話番号)を必ず明記の上、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

○ 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを利用する場合：

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の「意見募集案件」画面の「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針改正案に対する意見募集(パブリック・コメント)について」にアクセスいただき、「意見募集要領(提出先を含む)」を御確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「意見入力フォーム」から、以下の意見提出様式により御提出をお願いします。なお、意見入力フォームは意見募集期間のみ有効です。

○ 郵送：

A4サイズ用の紙に記載の上、封筒に朱書きで「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針改正案に関する意見」と記載してください。

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただく場合についての条件は、次のとおりです。

- ・ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW
- ・ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル
- ・ディスクには、提出者の氏名、提出日及びファイル名を記載してください。
なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承下さい。

<注意事項>

- 意見は、日本語で御提出ください。
- 提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

- 締切日までに到着しなかったもの、氏名、住所、電話番号が記載されていないもの及び下記に該当する内容については無効とします。
 - ・ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
 - ・ 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
 - ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・ 営業活動等営利を目的とした内容

なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

【意見提出様式】

※ 各項目は必ずこの順番で記載してください。

[件名] 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針改正案に関する意見

[宛先] 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[御意見]

- 1 該当箇所(○ページ○行目を記載してください。)
- 2 意見内容(100字以内で記載してください。)
- 3 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

※ 1枚の紙に複数のご意見を記入する際は、上記の1.～3.を繰り返し記入してください。

4 資料の閲覧又は入手の方法

- インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口[e-Gov] <https://www.e-gov.go.jp/>

- 郵送による入手

郵送により入手を希望する場合は、320円切手を添付した返信用角形2号封筒(郵便番号、住所、氏名を必ず明記。)を同封の上、封筒に「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針改正案に対するパブリック・コメント資料請求」と記載の上、期限までに十分な余裕を持って、意見提出先まで送付してください。

5 意見提出先

- 郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 宛て

- 電子政府の総合窓口(e-Gov)の場合

上記3のとおり